

## 第2次相模原市債権回収対策基本方針

### 第2次相模原市債権回収対策基本方針の策定にあたって

#### 1 これまでの取組

本市が保有する債権に係る収入未済額が、平成23年度決算において約181億円に達する中、市民の負担の公平性と自主財源の確保を維持するため、収入未済額の削減を図ることが重要な課題となっていた。

こうしたことから、平成24年4月に「相模原市債権の管理に関する条例」（以下「債権管理条例」という。）を施行し、同年11月には「相模原市債権回収対策基本方針」（以下「旧基本方針」という。）を策定した。

さらに、旧基本方針に基づき、債権管理条例の実効性を高めるための組織として「相模原市債権回収特別対策本部」を設置し、全庁的な共通認識の下で債権回収の取組を積極的に推進してきた。

#### 2 取組の成果

平成25年4月に債権対策課を設置し、債権所管課との連携を図りながら収入未済額の削減に向けた全庁的な取組を行った結果、平成23年度決算において約181億円であった収入未済額は、27年度決算では約154億円（1）となり、旧基本方針に定めた28年度目標額（24年11月設定）をすでに達成した。また、旧基本方針とは別に、毎年策定する債権回収対策等実行計画において、新たに定めた28年度目標額 約140億円についても、達成する見込みである。

なお、具体的な取組の成果は次の通りである。

【市税】納付お知らせセンターによる初期滞納者への電話催告、財産調査の徹底及び搜索、公売等の強化により、収入未済額を約19億円削減した。また、庁内職員公募制度等による徴収業務経験者の配置等も、収入未済額の削減に効果があった。

【国民健康保険税】差押、公売等の実施、取立訴訟を前提とした第三債務者からの債権回収等の取組により、収入未済額を約16億円削減した。また、平成25年度に滞納整理に特化した特別滞納整理班を設置したことも、収入未済額の削減に効果があった。

【その他の債権】後期高齢者医療保険料や住宅使用料等の収入未済額を削減した債権がある一方、生活保護費返還金や介護保険料等の収入未済額が増加している債権や契約企業の破産等、個別の要因で発生した収入未済額（2件：約4億3,000万円）もあり、全体として収入未済額は約9億円増加した。

自力執行権のない非強制徴収債権に対する新たな取組として、債権所管課において回収困難となった債権の一部については債権対策課に移管した上で、訴訟や支払督促等の法的措置を行い、また、明らかに債権回収が見込めない場合は、債権放棄の措置を講じるなど、債権整理の手法を拡充したことも収入未済額増加の抑制に一定の効果があった。

### 1 年度別収入未済額

(単位：百万円)

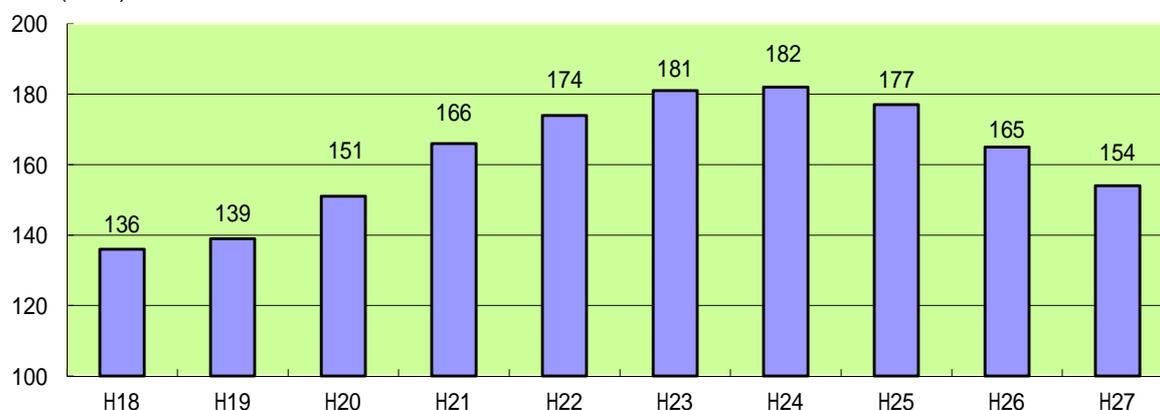
区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市税	6,217	6,013	5,494	4,905	4,255
国民健康保険税	10,566	10,693	10,563	9,908	8,870
その他の債権	1,327	1,506	1,662	1,714	2,282
合計	18,110	18,212	17,719	16,527	15,408

その他の債権は、下水道事業会計を除いている。

表示単位で切捨てをしていることにより、合計数値が一致しないことがある。

### 収入未済額の推移

金額(億円)



### 3 課題

市税、国民健康保険税は、着実に収入未済額を削減してはいるが、更に債権回収を進めるためには、徴収職員の人材育成、専門性の向上を含めた人的環境整備が必要となっている。

その他の債権は、他の業務を兼ねて債権回収を行っているケースが多く、債権回収を行うための十分な時間を確保することが必要となっている。

### 4 今後の取組

これまでの積極的な取組により、平成27年度決算において収入未済額を約154億円まで削減し、一定の成果を得ることができたことから、「相模原市債権回収特別対策本部」は、設置要綱に基づき平成29年9月30日をもって廃止とする。

なお、一部の債権においては、収入未済額が増加している等の課題もあり、第2次さがみはら都市経営指針 実行計画では、債権回収の強化を、具体的な数値目標を掲げたくうえで積極的な歳入確保策として位置づけていることから、第2次相模原市債権回収対策基本方針の策定により、新たな体制のもとで、引き続き債権回収の取組を図ることとする。

## 第2次相模原市債権回収対策基本方針

### 1 趣旨

市民の負担の公平性の確保とともに自主財源の確保を図るためには、全庁的な共通認識の下で債権回収の取組を更に推進する必要があることから、第2次相模原市債権回収対策基本方針（以下「第2次方針」という。）を策定するものである。

### 2 位置付け

第2次方針は、全庁的な債権回収対策について、債権管理条例の実効性を高め、効率的かつ効果的な取組を推進するための基本的考え方とする。

### 3 実施期間

平成29年4月1日から令和6年5月31日（令和5年度決算）まで

### 4 対象債権

第2次方針の対象債権は、債権管理条例に規定する市の債権（強制徴収債権及び非強制徴収債権）とする。

### 5 目標

第2次方針における目標は、収入未済額の削減及び現年度における収納率の向上とする。

なお、市税、介護保険料、生活保護費返還金、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、母子父子寡婦福祉資金貸付金、住宅使用料（以下「主要8債権」という。）の目標値について、平成29年4月1日から令和2年5月31日までの間は、第2次さがみはら都市経営指針実行計画の数値としていたが、令和2年6月1日から令和6年5月31日までの間は、次に掲げる数値とする。

その他の債権の目標値については、主要8債権の目標値を参酌して債権所管課において設定する数値とする。

#### （1）主要8債権の収入未済額目標値

平成30年度実績	令和5年度目標値
約113億円 1	約85億円 2 (平成30年度比 25%)

1 平成30年度収入未済額約119億円のうち主要8債権における収入未済額

2 令和5年度目標値は総合計画目標値と合致

(2) 主要8債権の現年度収納率目標値

債権名	令和元年度実績	令和5年度目標値
市税	99.17%	99.27%
介護保険料	99.06%	99.20%
生活保護費返還金	60.21%	62.00%
国民健康保険税	90.92%	93.50%
後期高齢者医療保険料	99.26%	99.42%
保育所保育料	98.95%	99.05%
母子父子寡婦福祉資金貸付金	83.62%	85.00%
住宅使用料	98.89%	99.20%

6 推進体制及び主な取組

(1) 相模原市債権回収推進会議

債権回収対策において全庁的な取組の連携や調整を行う組織として、企画財政局長を議長とする「相模原市債権回収推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

推進会議は、主に、主要8債権における目標達成に向けた進行管理や取組の支援、指導を行うとともに、組織体制の整備等債権所管課だけでは取組が困難な事案に対応する。

【主な取組】

債権所管課の目標に対する進行管理及び支援、指導

主要8債権について、目標達成に向けた進行管理や取組の支援、指導を行う。

効果的な徴収組織体制の検討

債権所管課の状況や意見を聴取し、全庁的な債権回収をより効果的に行うための組織体制等について検討する。

人的環境整備に係る検討

適正な債権管理、実効性を伴う債権回収を行うためには、徴収職員の専門性の向上を含め、人的環境の整備が必要であることから、徴収経験のある職員や再任用職員、任期付職員の配置等を検討する。

【相模原市債権回収推進会議】

議長：財政局長

副議長：税務部長、生活福祉部長

構成員：政策課長、経営監理課長、職員課長、財政課長、税制課長、  
債権対策課長、納税課長、介護保険課長、中央生活支援課長、  
保険企画課長、国保年金課長、保育課長、子育て給付課長、  
市営住宅課長

(注) 構成員は、組織改編にあわせて随時変更します。

( 2 ) 債権所管課

債権所管課は根拠法令及び債権管理条例に基づき、各債権について適正に管理し、債権回収の主体として積極的に取り組む。

【主な取組】

適正な債権管理

各債権の根拠法令及び債権管理条例に基づき、台帳の整備、督促、滞納処分、強制執行、徴収停止、履行延期の特約、債権放棄等の事務処理を徹底する。

未収金の発生予防

収入未済額の削減には未収金の発生抑止が効果的であるため、納付方法の拡充等市民が納付しやすい環境づくりや納期内納付の周知・啓発に努め、未収金の発生予防を図る。

債権回収の強化

納期限までに納付がない場合は、各債権の根拠法令及び債権管理条例に基づき、滞納処分や訴訟等の措置を含め、積極的に債権の早期回収を図る。

( 3 ) 債権対策課

債権対策課は債権回収の専管組織として債権管理条例に基づく適正な債権管理、債権回収の推進を図るため、債権所管課に対し支援、指導をする。また、債権所管課の高額困難案件に対応する。

【主な取組】

適正な債権管理、債権回収の支援、指導

債権所管課における適正な債権管理、債権回収や人材育成を図るため、事案ごとの実務上の指導、臨戸訪問や強制執行等の実地指導、債権回収のマニュアルの作成支援、弁護士や税務部職員を講師とした研修実施等の取組を行う。

高額困難事案の滞納整理

債権所管課における高額困難事案については、債権所管課と債権対策課で役割分担をしつつ相互に連携し、債権回収に取り組む。また、必要に応じ債権対策課に移管し対応する。

【推進体制】

